年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1	今回の	なっ	++ 4	.笙	の海亜
	- THI ()	י תאו	א נוו	<i>1</i> = 1	リノベスタテ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年8月から同年 10 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から同年10月まで

② 昭和55年10月から58年3月まで

③ 昭和60年10月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③の期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金には親に勧められ加入したが、加入手続は母がしてくれたので、いつ、どこで、加入手続をしてくれたか私は分からない。

各申立期間の保険料については、母が2か月ごとにA郵便局かB銀行C支店(現在は、D銀行C支店)の集金担当者に納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間である上、社会保険庁の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年9月に払い出されていることが確認できることから、加入手続をしておきながら保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

また、申立期間③についても、3か月と短期間である上、前後の期間の保険料を納付済みであることから、当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 しかしながら、申立期間②については、申立人の保険料の納付を行ったとするその母は既に死亡しているため、申立人の保険料の納付状況が不明である。 また、申立人は、その母が2か月ごとにA郵便局又はB銀行C支店(現在は、 D銀行C支店)の集金担当者に納付したとしているが、C市役所は、「申立期間②当時は、郵便局はC市の収納取扱金融機関ではなかったため定額保険料の納付はできず、納付書は3か月ごとに発行していた。」と回答するなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、D銀行本店も、「当時の資料は既に廃棄しているため、申立期間② 当時、申立人が記憶する同行の集金担当者が国民年金の納付を代行していたか については不明である。」と回答しており、申立人の主張する方法による保険 料納付をうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から 12 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成 10 年4月から 12 年 12 月までの期間は保険料の免除を受けていた記録を確認しており、納付事 実の確認はできなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和53年12月ごろ私がA市役所で行った。申立期間は、夫と次女は免除申請したが、私は免除申請をしていなかったので、自身の保険料は、金融機関の窓口で毎月納付書に現金を添えて納付していたと思う。当時の確定申告書写には、私の分の保険料控除額が記載されており、申立期間が国民年金の申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成10年分から12年分までの確定申告書提出用の写しの社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料と一致している上、当該確定申告書を作成した会計事務所の担当事務員は「当時は所得控除する国民年金保険料の支払額は、申立人から提出を受けた保険料領収書を確認して確定申告書を作成していた。」と証言している。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その家族が免除期間である申立期間直前の平成9年4月から10年3月までの保険料も納付していることから、申立期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成10年5月

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

平成10年4月末に勤めていた会社が倒産したため、A市役所(現在は、B市C区役所)に出向き、窓口で国民年金の再加入(任意)手続及び妻の種別変更を行った。保険料もその際、妻の分共々納付したのに、妻の納付記録があって私の加入及び納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており その妻も、昭和43年10月ごろ夫婦一緒に国民年金に加入した以降60歳まで 国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、種別変更手続も適切に行うなど、 申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、会社倒産後の平成10年4月末に自身の再加入(任意)手続及びその妻の種別変更手続を行ったとしているところ、事実、社会保険庁の記録から申立人の妻は、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人が老齢基礎年金を満額受給するため、任意で国民年金に再加入したとの動機に不合理な点は見当たらず、その妻の平成10年5月分の保険料は、同年5月29日に納付されていることが確認できる上、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額と一致していることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和37年4月から42年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

20 歳のころ、当時住込みで働いていた薬局のご主人から国民年金の加入 を勧められ、A市役所において私自身が加入手続をし、保険料の納付も行っ ていた。

当時の薬局の同僚も、私と同様に、各自が自分で保険料の納付を行っていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間については、当時の同僚及び雇用主の妻は、「当時住込みで働いていた従業員の国民年金は、雇用主が加入手続及び保険料の納付を行っていた。」と証言しており、事実、社会保険事務所の記録から、申立人及び店の同僚の国民年金手帳記号番号は連番で 42 年 8 月*日に払い出されている上、同僚 4 人のうち、申立人と同年齢の 2 人は、申立期間のうち 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は保険料が納付済みとなっていることが確認できるなど、雇用主が一括して加入手続及び保険料の納付を行っていたと考えられる。また、残り 2 人の同僚も、20歳到達時以降、保険料が納付されていることを考慮すると、昭和 41 年 4 月時点で 20歳を超えていた申立人の 41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料のみをその雇用主が納付しなかったと考えるのは不自然である。
- 2 申立期間のうち、昭和37年4月から41年3月までの期間については、申

立人は20歳のころ自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、当該期間の大半が時効により保険料の納付ができない期間である上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人が昭和37年4月から41年3月までの期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年12月21日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

当時、給与は月 25 万円を受け取っていたことから、この処理には納得できないので、申立期間について標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立期間の給与支給額が25万円であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険適用事業所でなくなった平成9年12月21日より後の同年12月22日付けで、9年4月から同年11月までの期間について26万円から9万8,000円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元会長は、「経理及び社会保険関係は私が行っていた。」と証言している上、元同僚も「給与及び社会保険関係は会長が行っていた。」と証言している。

加えて、申立人の妻は、「夫は取締役であったが、総務、経理関係には関与 しておらず、建具の加工、取付けを行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した平成8年12月だけ厚生年金保険加入期間となっていない。

平成9年1月より勤務したB社は、A社の関連会社で、会社都合で出向させられているので、この欠落は納得し難い。

このため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主は、「申立人は、平成9年1月1日付けでA社から転籍してもらった。」と証言している上、A社の事業主も、「自分は覚えていないが、B社の社長が当社から申立人を借りたと言っているのなら、資格喪失日を間違えて届け出た可能性も否定できない。」と証言している。

また、A社の就業規則により、平成8年12月31日は当該事業所の休日であることが確認できることから、会社側の事務的な過誤により実際の最終勤務日である同年12月30日を退職日として届け出たと考えるのが相当である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A社において、資格喪失日が翌月1日である者が36人確認できることから、申立人は平成9年1月1日に被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年 11月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成8年12月31日と誤って届出し、申立期間に係る申立てどおりの届出は行っておらず、同年12月の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日を昭和50年10月1日、資格喪失日を51年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年7月1日まで 58歳のとき、社会保険庁から「年金加入記録のお知らせ」が届いたが、 A事業所に勤めていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和50年9月に前職を辞めて、友人からA事業所(現在は、B社)を紹介してもらい、同事業所に同年10月から来るように言われ、就職した。その後、昭和51年7月1日に、同事業所が新たに設立したC社へ上記友人とともに移籍させられた。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同僚5人の証言及び申立人が申立期間後の昭和56年8月1日から勤務したD社の後継会社が保管していた申立人の履歴カードから、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A事業所所有の車で運転業務に従事していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間当時、申立人と同様に運転手であった同僚9人のうち、自らの車を持ち込んで運転業務に従事していた1人を除く8人については、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当時、同事業所では、その所有する車で運転業務に従事していた従業員については、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた

ことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢でほぼ同時期に入社し、その後申立人と同時にC社に移った同僚に係る社会保険庁のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 10 月から 51 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」を見て、社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会したところ、「平成8年8月31日から同年9月1日までの記録は確認できない。」との回答を受け取ったが納得できない。

A社には、平成8年8月31日まで在職していた。給与支払明細書でも保険料控除は明らかであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成8年9月の給与支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に同年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年9月の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成8年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず

(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事 実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時は、A市から帰って実家の家業を手伝っていたが、税理士の勧めもあって、父に国民年金の加入手続をしてもらった。当時、父が家族の保険料の納付を行っていたが、父は、「納付を忘れたときもあったが、そのときは後から一括で支払った」と言っていたので、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から帰ってきた後に、その父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の総括払出簿及びB市役所保管の国民年金被保険者名簿から、昭和61年4月1日を資格取得日として同年6月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧や氏名検索によっても申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその父は既に死亡しているため、 国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、その父が、保険料の納付を忘れた場合でも後で一括して 納付したと言っていたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出 された時点は特例納付制度の実施期間ではなく、申立人の両親の納付記録にお いても、申立期間前後に過年度納付をしたことをうかがわせる形跡は見当たら ないなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年3月まで

国民年金の保険料の納付記録を照会したところ、昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金へはいつ頃、どのように加入したかは記憶にないが、妻が私の国 民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたと思う。

申立期間は、A県B市で妻と一緒に仕事をしており、国民年金保険料は妻が一緒に納付してくれたはずなのに、妻のみが納付済みで私は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、その妻がB市で夫婦二人分を併せて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の総括払出簿及びC村役場(現在は、D市E区役所C出張所)作成の国民年金被保険者カードから、昭和60年9月15日を資格取得日として同年9月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、時効により保険料を納付できない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間を通じて国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとするその妻も、申立人に係る国民年金の加入及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、社会保険庁の記録においても申立人夫婦が保険料を一緒に納付した形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から46年3月31日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間は厚生 年金保険被保険者期間ではないとの回答であった。

昭和45年5月ごろ、A町立B小学校における教諭の退職に伴い、同年6月1日に同校に講師として採用された。申立期間当時、一緒に勤務していた同僚も講師採用で、同僚はその後、教諭となった。先輩から、失業保険被保険者証は大切にとっておくようにと言われたことを覚えており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA町立B小学校の学校沿革史、同校百年史及び講師勤務の履歴一覧、C県D教育事務所の回答並びに同僚の証言から、申立人が申立期間にA町立B小学校に講師として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C県D教育事務所は、「C県市町村立学校臨時職員取扱規程 (昭和50年12月17日付けC県教育委員会告示第9号)第19条において、講師等の臨時職員は法令に沿って厚生年金保険に加入させる旨定めるとともに、他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでないとの但し書きがあることを踏まえると、当該規程制定前の申立期間についても、厚生年金保険加入要件である2か月を超える雇用期間のある臨時職員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと思われる。」と回答しており、事実、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間当時にD教育事務所が管轄する学校の臨時職員で厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、申立人の勤務先は町立の小学校であることから、A町(現在は、E市)に合併前のF町役場において厚生年金保険に加入した可能性について調査したものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は同町役場においても厚生年金保険被保険者として確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月4日から同年9月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A局に勤務していた昭和38年1月4日から同年9月19日までの記録が無い旨の回答を受け取ったが納得できない。

高校在学中の昭和38年1月からA局野球部のキャンプに参加し、高校の卒業式にも出席できなかった。

A局では、総務部の臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入していた と思う。

このため、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間においてA 局総務部に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、昭和38年9月7日発行の広報誌によれば、同日付けで「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」が発出され、同年10月1日から臨時雇用員等の厚生年金保険への加入が初めて定められたことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録では、A局は、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間において同局は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B共済組合は、申立期間当時、共済組合に加入できるのは職員発令を受けた者に限られ、臨時職員は1年以上の雇用者を除き、原則的には加入を認められていなかったとしており、申立人が臨時職員として、A局に勤務していた期間は8か月であることから、申立人は、共済組合に加入する資格も有していなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月8日から22年10月24日まで

「ねんきん特別便」が届き年金記録を確認したところ、汽船に乗っていた申立期間の記録が無かった。

昭和18年4月8日に初めてA地のB汽船にまかない係(調理員)として入社した。昭和22年10月に肺炎を患い、C市の病院に入院している途中に船は出港してしまい、そのまま退職となった。

当時、脱退手当金のことも知らず、受給した記憶も無いので、調査を行い申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後(当時の待期期間1年を含む。)の昭和24年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の支給記録とその算出事跡が記載されているとともに、昭和24年度の船員保険特別会計歳出国庫金送金請求金額氏名表には、申立人が当時居住していた実家の所在地であるD県E市のF銀行E支店に脱退手当金に係る国庫金が送金されたことが記録されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年7月1日まで

年金請求に当たり共済組合に共済加入期間を確認したところ、昭和37年4月1日から同年7月1日まで勤務したA所の共済加入期間が無かった。

共済組合から、臨時補充員の期間は厚生年金保険に加入していたはずだと 言われて、社会保険事務所に照会したが、厚生年金保険加入期間は見当たら なかった。

昭和37年4月1日からA所に勤務した申立期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店から提出された人事記録から、申立人が申立期間においてA所に 臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、A所は申立期間において 厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社E支社は、「臨時補充員は、社会保険事務所の指導に基づき、各所の所属長が厚生年金保険の届出事務を行っていたのではないかと思われる。」と回答しているところ、申立人が申立期間当時に研修所で一緒に研修を受けた同期採用の二人は、臨時補充員として各所で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いと証言していることから、当時、各所では、必ずしもすべての臨時補充員を厚生年金保険の対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、「申立期間における給料支払事務は、F所(現在は、G 所)が取りまとめて行っていた。」と主張しているが、G所は、「申立期間当時 の給与原簿が廃棄済みのため、A所の給与支払事務を行っていたか否かについ て不明である。」と回答し、A所及びG所の上部機関であるD社E支社は、「申 立期間当時の事務記録等が無く、A所の給与支払事務及び社会保険事務をいずれが行っていたかについて不明である。」と回答しており、申立期間当時における申立人の給与支給状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するF所の健康保険厚生年金保険被保険者原 票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落 も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月16日から27年4月30日まで

② 昭和30年6月10日から同年11月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間が無いとの回答であった。

A社のB県の事業場に昭和26年11月16日に就職し、27年4月末で退社した。

また、C社の事業場に昭和30年6月10日に就職し、同年11月末で退社した。

両社に勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社による事業が申立期間当時に行われていることが同社の資料で確認できる上、申立人は当時の同社D出張所の所長の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、A社E事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人が一緒に就職したとしている同僚一人は、既に死亡しており 証言を得ることができない上、社会保険庁のオンライン記録において当該同僚のA社に係る厚生年金保険の記録も確認できない。

さらに、A社は、「臨時雇用や短時間労働の場合、現場で採用を行っているが、これらの従業員については相当期間経過したため資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格に関する届出及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人が名前を記憶する同僚一人がC社(現在は、 F社)による事業に申立人と一緒に従事したと証言していることから、期間 は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、F社G事務所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人が名前を記憶する同僚3人のうち1人はC社における厚生年金保険加入について記憶していないと証言しており、ほかの2人は死亡等のため証言を得ることができない上、社会保険庁のオンライン記録において当該同僚3人のいずれもC社に係る厚生年金保険の記録が確認できない。

さらに、F社は、「関係資料を保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格に関する届出及び厚生年金保険料の控除について不明であり、社会保険に加入している従業員について作成している人事異動記録及び名簿においても申立人の名前を確認することはできなかった。」と回答している。

3 このほか、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。